ニ　基準日から給付決定日までの間において中学校修了後対象児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了後対象児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者その他これらに準ずる者

ホ　基準日の翌日から令和四年三月三十一日までの間に生まれた者（以下この号において「乳児」という。）を監護し、かつ、これと生計を一にしている児童手当法第三条第二項に規定する父又は母（当該乳児に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とし、その児童手当法施行令第三条第一項に規定する所得の額が同令第一条に規定する額未満の者に限る。ホにおいて「乳児養育者」という。）（乳児養育者が次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める者）

(1)　給付決定日以前に死亡した場合　当該乳児養育者が死亡した日以後に当該乳児を養育する者その他これに準ずる者

(2)　その者からの暴力を理由に避難している配偶者（その者と生計を一にしない者であって、当該乳児を監護し、かつ、これと生計を一にしている者に限る。）を有する場合　当該配偶者

ヘ　基準日の翌日から給付決定日までの間において乳児が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は乳児が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者その他これらに準ずる者

3　法第四条第一項第二号に規定する財務省令で定める給付金は、次に掲げる給付金とする。

一　令和二年度の一般会計補正予算（第1号）における子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金

二　令和三年十一月二十六日の閣議決定「令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用について」に基づき使用される予備費又は令和三年度の一般会計補正予算（第1号）における子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第二条の規定は、令和三年分以後の所得税について適用し、令和二年分以前の所得税については、なお従前の例による。